	体制有	∮の 無			処	理体制の類	頁型				専従担	当者数		平成17年4月1日現在 件数(H16.4.1~H17.3.31) 苦情									
団体名			体制整備	第三者機	第三者機			庁内		-					要処理		処理				処理 体制		
		無	年月日	関 (苦情処 理委員 等)	美 / /= xh →	既存審議 会の活用		審議会等 の意見聴 取有	その他	处理機関名 3		非常勤	受付窓口		前年度以前受付	当該年度 受付	総数	処理済 (回答 済)	非該当その他	未済	のなるで区間		
海道			H13.10.1							北海道男女平等参画苦情処理委員		2	北海道環境生活部男女平等参画推進室	1		1	1		1	0			
森県 手県			H18.4施 H15.4.1	行を日述	こ構築に向	けた収組を	*進	のている		岩手県男女共同参画調整委員		3	青少年・男女共同参画課	2		2	2	2		0			
			H8.11.1							県政オンブズマン	2	-	県政オンブズマン相談室	0			0			0			
城県			H13.4.1							宮城県共同参画推進課(みやぎ男女共同参画相談室)		2	みやぎ男女共同参画相談室(「相談 室」もその窓口となり、必要に応じ県 政オンブズマン等を紹介する)	0			0			0			
田県			H14.4.1					-		男女共同参画審議会(苦情処理部会)			男女共同参画課、男女共同参画相談 室、各地域振興局	0			0			0			
形県			H14.11.1							県女性青少年政策室			県女性青少年政策室	0			0			0	+-		
島県			H14.7.1							男女共同参画推進員 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委		2	男女共生センター 女性青少年課女性プラザ	1		1	1	(1)		0	-		
城県			H14.4.1							員会		2	男女共同参画支援室	0			0			0			
木県			H15.4.1							男女共同参画審議会苦情等調査部会		5	女性青少年課男女共同参画担当	0			0			0			
馬県			H16.9.29							人権男女共同参画課			人権男女共同参画課、施策担当課 (室)	0			0			0			
玉県			H12.10.1							埼玉県男女共同参画苦情処理委員		6	総務部男女共同参画課	0			0			0			
葉県 京都																							
奈川県			H14.4.1							男女共同参画課、施策担当課			男女共同参画提案等申出総合窓口	0			0			0			
潟県			H14.8.1							施策担当課			男女平等社会推進課	0			0			0			
山県			H13.4.1							男女参画・ボランティア課 富山県民共生センター	2		富山県民共生センター	0			0			0			
川県			H14.4.1							石川県男女共同参画苦情処理委員		3	石川県県民文化局男女共同参画課	0			0			0			
井県			H15.4.1							福井県総務部男女参画・県民活動課			福井県総務部男女参画・県民活動課	0			1	1		0			
梨県			H14.5.10							男女共同参画審議会苦情処理部会			男女共同参画課	0			0			0			
野県			H15.4.1							長野県男女共同参画推進指導委員		3	男女共同参画センター ユマニテ・人間尊重課	0			0			0			
阜県			H15.11.1							男女共同参画室			男女共同参画室	3		3	3	3		0	+		
岡県			H13.7.31							男女共同参画室	3		男女共同参画室、男女共同参画セン ター	12		12	12	12		0			
知県			H14.10.1							男女共同参画室			男女共同参画室、県民生活プラザ	2			2	2		0			
重県			H10.4.1							三重県総合企画局 広聴広報室 県民の声相談グループ	3		左記の処理機関は、三重県庁全体の総 合窓口であり、対応は各担当部署で行 う。	3		3	3	3		0			
賀県			H14.4.1							施策担当課			男女共同参画課、施策担当課	0			0			0			
都府			H16.4.1							施策担当課			男女共同参画担当課、施策担当課	1		1	1	1		0			
阪府			H14.8.1							男女共同参画施策苦情処理委員		-	男女共同参画課	1	1		1		1	0	+		
庫県 良県			#14.10.1 従前から	各課で対	体					男女共同参画申出処理委員 施策担当課		3	男女共同参画申出処理委員事務局施策担当課	3		3	3	3		0	+		
火山県			H16.8.23	J II IN C X.						男女共生社会推進課			男女共生社会推進課、施策担当課	0			0			0	+		
取県			H13.3.16							男女共同参画推進課			男女共同参画推進課	11		11	10	10		1	-		
根県			H13.4.1							男女共同参画推進員 男女共同参画審議会苦情処理専門部会		4	男女共同参画センター環境生活総務課男女共同参画室	0	1	3	0	1		0	+		
山県			H14.4.1							男女共同参画課			极况工力能切成为关六问罗圆里	1		1	1	1		0	+		
島県			H14.4.1							施策担当室(課)			男女共同参画推進室、施策担当室 (課)、行政情報室	0			0			0			
口県			H12.10.1							男女共同参画課	3		男女共同参画課・中央県民相談室	0			0			0			
島県			H14.4.1							男女共同参画課			男女共同参画課男女共同参画プラザ	0			0			0			
川県			H14.5.16							香川県男女共同参画審議会 苦情処理専門委員会		4	香川県青少年・男女共同参画課	1		1	1	1		0			
媛県			H14.10.1				i			愛媛県男女共同参画推進委員		3	女性総合センター内男女共同参画推進 委員事務局	4	2	2	4	3	1	0			
知県			H16.7.1							高知県男女共同参画苦情調整委員			高知県男女共同参画・NPO課	3		3	3	2	1	0			
岡県			H13.10.19							男女共同参画推進課、施策担当課			男女共同参画推進課	0			0			0			
賀県			H13.4.1							男女共同参画課		106	男女共同参画課、男女共同参画推進員 県民総合相談・情報提供窓口	0			0			0			
崎県			H14.4.1							男女共同参画室			県北振興局総務企画課、島原振興局、 五島、壱岐、対馬支庁の各総務課	0			0			0			
本県			H14.4.1							男女共同参画審議会		10	男女共同参画・パートナーシップ推進 課、男女共同参画センター、各地域振 興局	0			0			0			
分県			H14.6.1							県民生活・男女共同参画課		1	県民生活・男女共同参画課 消費生活・男女共同参画プラザ	0			0			0			
崎県			H15.10.1							青少年男女参画課			青少年男女参画課	1		1	1	1		0	+		
児島県 ・縄県			H14.1.1 H7.4.1		-				-	施策担当課行政オンプズパーソン	2	-	青少年男女共同参画課、施策担当課 行政オンプズマン相談室	6		6	6	6		0	+		

	体制有				処	理体制の類	類型				専従担	!当者数			f ^c	‡数(H16.4	4.1~H	117.3.31)		苦情
団体名	有	無		第三者機 関 (苦情処 理等)	第三者機関			庁内		処理機関名 常勤		亚共杂口		要処理	1		処理		処理 体制 のあ		
					(行政オ	既存審議 会の活用	会の活用	審議会等 の意見聴 取有	その他		常勤	非常勤	受付窓口	総数	前年度以 前受付	当該年度 受付	総数	処理済 (回答 済)	非該当その他	未済	の 市 区 対数
札幌市			H15.1.1							男女共同参画課・オンプズマン			男女共同参画課・男女共同参画セン ター・オンブズマン窓口	1		1	1	1		0	-
仙台市			H15.7.1							男女共同参画課		1	仙台市男女共同参画推進センター「エ ル・ソーラ仙台」	1		1	1	1		0	-
千葉市			H15.4.1							男女共同参画苦情処理委員		2	男女共同参画相談室	1		1	0			1	-
横浜市			H13.7.1							(財)横浜市女性協会 男女の人権相談課	2		(財)横浜市女性協会 男女の人権相談課	0			0			0	-
川崎市			H2.11.1							川崎市市民オンブズマン	5	6	市民オンブズマン事務局	0			0			0	
名古屋市			H14.11.1							名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3	総務局総合調整部男女平等参画推進室	3	2	1	2	2		1	-
京都市			H16.4.1							男女共同参画苦情等処理専門員		3	女性総合センター	0			0			0	-
大阪市			H15.7.1							大阪市男女共同参画苦情処理委員		3	市民局市民生活振興部男女共同参画課	2	1	1	2	1	1	0	-
神戸市			H15.10.1							男女共同参画苦情処理委員		3	男女共同参画課	7	3	4	7	7		0	-
広島市			H13.9.28							男女共同参画室			男女共同参画室	3		3	3	3		0	-
福岡市			H16.10.1							男女共同参画審議会苦情処理部会		3	男女共同参画課	0			0			0	-
北九州市			\$41.7.21							総務市民局広聴課	3		総務市民局広聴課	0			0			0	-
さいたま市			H15.10.1							さいたま市男女共同参画苦情処理委員		3	男女共生推進課	0			0			0	- 7
静岡市			H15.4.1							静岡市男女共同参画審議会			男女共同参画課	0			0			0	-
計	60	3		20	5	8	30	23	0		25	196		78	10	66	73	67	5	6	277

⁽注)1.都道府県・政令指定都市については、内閣府男女共同参画局調査課調へ、 2.体制の有無、処理体制の類型は、該当する欄に をつけている。 3.処理等の件数は、以下により計上。 要処理・前年度までに受け付けたが処理が当該年度に繰り越された苦情及び当該年度に受け付けた苦情の件数。 処 理:申出人への回答を終了した苦情及び要件を満たさないため非該当とした苦情等の件数。 末、済:申出人への回答を終了したおきず、処理を型年度に繰り越す苦情の件数。 4.苦情処理体制のある市区町村数には、政令指定都市も含む。